

緊急事態宣言の解除を受けて

1. 目安とする段階は、国や都による宣言またはロードマップにより、次の4段階とします。

第1段階	緊急事態宣言が発令されている場合（現在は解除されていますが再発令もあるとのことです）
第2段階	東京都による「活動再開ロードマップ ステップ2」が発信された段階（6月8日現在、ステップ2が発信されています）
第3段階	東京都による「活動再開ロードマップ ステップ3」が発信された段階
第4段階	都内及び区内で感染者がほぼ見られなくなった状態

2. 上記の段階に応じて原則として次のとおり、状況に応じた感染防止策を実施してまいります。なお状況に応じて下記と異なる対応を取る場合もございます。予めご了承ください。

(1)面会

第1段階	面会は、原則として控えていただきます。
第2段階 第3段階	各居室ではなく、相談室に飛沫感染を防ぐためのアクリル板を設け、短時間の面会とします。 ・事前予約必要、面会者の検温、質問票、マスク、手指消毒を実施 ・時間は13時～17時まで。時間は当面、10分。
第4段階	他の利用者と接しない場所（居室）での面会を再開します。 ・面会者の検温、マスク、手指消毒を実施。

(2)訪問理美容、歯科、納入等の業者及びボランティア

第1段階	訪問理美容、歯科、業者の立ち入り禁止。物品の受け渡しは玄関ドアの外にて行う。ボランティアの活動休止
第2段階	訪問理美容(検温、フェイスシールド、マスクなど必要な感染防止策を講ずる)
第3段階	歯科及びマッサージ等(検温、マスクなど必要な感染防止策を講ずる)
第4段階	業者、ボランティア(検温、マスクなど必要な感染防止策を講ずる)